

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成27年2月5日まで縦覧に供する。

平成26年12月19日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあつた年月日

平成26年12月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人羽ばたけ未来へ

寺嶋 謙次

善通寺市上吉田町3丁目9番21号

3 定款に記載された目的

この法人は、無限の可能性を持つ子どもたちのために、地域、保護者、公教育機関と積極的な交流を図り、学力増進・教育環境等の向上支援をする。また、適切な教育情報を提供することで、主体的な進路選択の手助けをするとともに、子どもたちの健全育成を図ること、及び生涯教育支援等、広く社会に寄与することを目的とする。